

安全データシート

【混合物用（塗料用）】

1. 製品および会社情報

品名	: G-NATURE 天然柿シブ
製品番号	: IG-40
会社名	: 玄々化学工業株式会社
住所	: 〒496-0005 愛知県津島市神守町字中ノ折74
担当部門	: 技術部
電話番号	: 0567-28-9207 FAX: 0567-28-9219
緊急連絡先	: 玄々化学工業株式会社
緊急電話番号	: 0567-28-9212
製品の種類	: 天然系塗料
主な用途	: 木工製品、その他

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性	: GHS区分 該当なし
急性毒性経口	: 分類できない
急性毒性経皮	: 分類できない
急性毒性吸入(ガス)	: 分類できない
急性毒性吸入(蒸気)	: 分類できない
急性毒性吸入(粉塵)	: 分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性/目刺激性	: 区分に該当しない
呼吸器感作性	: 区分に該当しない
皮膚感作性	: 区分に該当しない
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない
発がん性	: 区分に該当しない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分に該当しない
誤えん有害性	: 分類できない
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない
水生環境有害性 長期(慢性)	: 分類できない
オゾン層への有害性	: 分類できない

【GHSラベル要素】

注意喚起語

GHS表示該当無し

- 取扱い作業場所は、火気のないところで、局所排気装置を設けて下さい。また、燃料には使用しないで下さい。
- 塗装中、乾燥中とも換気をよくし、蒸気を吸い込まないようにして下さい。
- 取扱い中は、できるだけ皮膚に触れないようにし、必要に応じて、有機ガス用防毒マスク又は送気マスク、保護手袋、前掛等を着用して下さい。
- 容器からこぼれた場合には、布で拭きとって水をはった容器に保管して下さい。
- 塗料の付着したウエスや塗料カス、研磨粉、スプレーダスト等は廃棄するまでは必ず水につけておいて下さい。
- 取扱い後は、手洗い及びうがいを十分に行ってください。
- 目に入った場合には、多量の水で洗ったあと、又誤って飲み込んだ時は、できるだけ早く医師の診療を受けて下さい。
- 蒸気、ガス等を吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、必要に応じて医師の診療を受けて下さい。
- 火災時には、炭酸ガス、泡又は粉末消火器を用いて下さい。
- よくフタをし、40°C以下の子供の手の届かない所へ保管して下さい。
- 中身を使いきってから廃棄して下さい。
- シンナー遊び、汚れ落とし等本来の用途以外に使用しないで下さい。

3. 組成および成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

該当物質無し

密度(比重)	: 情報を有していない
溶解度	: 情報を有していない
n-オクタノール/水分配係数	: 情報を有していない
分解温度	: 情報を有していない
粒子特性	: 情報を有していない
その他	: 情報を有していない

10. 安定性及び反応性

反応性・安定性	
接触による危険性物質	: 特に情報を有していない。
燃焼による有害性ガス	: 特に情報を有していない。
その他の反応性情報	: 特に情報を有していない。

その他危険性情報
・非該当

11. 有害性情報

製品に関する有害性情報

12. 環境影響情報

残留性/分解性	: 混合物としてのデータがない
生物蓄積性	: 混合物としてのデータがない
土壌中の移動性	: 混合物としてのデータがない
・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。	

13. 廃棄上の注意

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する放棄に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」に従って処理をすること。

14. 輸送上の注意

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国内規制がある場合の規制情報

陸上輸送

- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。荷送り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付すること。

海上輸送

- ・船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。

航空輸送

- ・航空法に定めるところに従うこと。

国連番号	: ----
国連輸送名	: 国連分類には該当しない (NOT APPLICABLE)
国連分類	: 国連分類には該当しない
容器等級	:
指針番号	: ---

15. 適用法令

消防法	: -
労働安全衛生法	
危険物	: 非該当
有機溶剤中毒予防規則	: 非該当
通知対象物質	: 非該当
表示対象物質	: 非該当
鉛中毒予防規則	: 非該当

特定化学物質障害予防規則	: 非該当
毒劇物取締法	: 非該当
化学物質管理促進法	: 非該当
化審法	: 非該当
航空法	: 非該当
船舶安全法	: 非該当
海洋汚染防止法	: 非該当
悪臭防止法	: 非該当
特別管理産業廃棄物	: 非該当

16. その他の情報

主な引用文献

- ・(社)日本塗料工業会 SDS・ラベル作成ガイドブック[混合物用(塗料工)]
- ・(社)日本塗料工業会 SDS用物質データベース(塗料用)
- ・(独)製品評価技術基盤機構 化学物質安全性(ハザード)評価シート
- ・溶剤ハンドブック

注意

危険、有害性の評価は現時点で入手出来る資料、データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保障をなすものではありません。また、注意事項は通常の見取り方を対象としたものであって、特別な見取りをする場合には用途・用法および状況に適した安全対策を実施の上、見取りには十分に注意願います。

すべての化学製品には未知の危険性・有害性があり得るため、見取りには細心の注意が必要です。ご使用各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。